

ケーブルテレビ利用契約約款

株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。))は、当社が定めるケーブルテレビ利用契約約款(以下「本約款」といいます。))に基づき、当社が設置する有線一般放送用施設によるサービスを提供します。

第1条(当社が提供するサービス)

当社は、定められた業務区域内において次の各号に定めるサービス(以下「基本サービス」といいます。))を提供します。

- (1) 当社が定める放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送、データ放送の同時再放送
 - (2) 当社が編成する自主放送
 - (3) その他当社が別途定めるサービス
2. 当社は次の各号に定める周波数を使用して基本サービスを提供します。
- (1) 同軸伝送路においては、10MHzから50MHz、70MHzから770MHz
 - (2) FTTH伝送路においては、10MHzから55MHz、70MHzから770MHz、950MHzから2681MHz
3. 当社は基本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社は変更によって生じる損害の賠償には応じかねます。

第2条(利用契約の単位)

当社は、基本サービスの提供を受ける者(以下「加入者」といいます。))と契約(以下「利用契約」といいます。))を締結することとし、住宅(一般住宅・分譲集合住宅・賃貸集合住宅)および非住宅(旅館・ホテル・病院・事業所等)について引込線一回線ごとに行います。

2. 引込線一回線を複数の者が共用する形態の建物の利用契約は、住宅・非住宅問わず、当該建物の所有者または代理となる者が一括して行います。

第3条(利用契約の成立)

利用契約は、基本サービスの加入者になろうとする者(以下「加入申込者」といいます。))が予め利用契約の内容を承認のうえ、当社が別に定める契約書(以下「利用契約書」といいます。))を提出し、当社が承諾したときに成立したものとします。ただし当社は利用契約書の提出があった場合でも、次のいずれかに該当する場合には承諾しないことがあります。

- (1) 施設の構築あるいは保守が、技術上または当社の業務遂行上著しく困難なとき
- (2) 加入申込者が、利用契約に係る義務を怠る、あるいは怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 加入申込者が、当社への債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (4) 利用契約書への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき
- (5) 加入申込者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき
- (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

第4条(料金等)

当社が提供する基本サービスに係る料金は、別表の料金表に定めるところによるものとし、加入者は、その趣様に於いて当社が請求する料金の支払いを要するものとします。ただし、平成21年3月31日以前の増設契約(集合住宅・ホテル・旅館・事業所・店舗等)についてはこの限りではありません。

2. 加入者は、当社が請求する料金を、当社が指定する期日・方法により、遅滞なく支払うものとします。なお、金融機関に振り込む場合などの手数料は加入者が負担するものとします。

3. 加入者は、料金の支払い期日を遅延した場合、支払うべき金額に対し、支払い期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

4. 当社の料金計算においては、その計算結果に円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てます。

5. 当社は、基本サービスの提供開始後、本約款に定める場合を除き、一切の返金には応じません。

6. 料金表を改定する場合、2ヶ月前までに加入者に対して当社指定の方法により通知するものとします。

7. 当社が定める料金には、日本放送協会(NHK)の放送受信料(地上契約、衛星契約)は含まれません。

第5条(地位の継承)

相続または法人の合併等により、利用契約に係る地位を承継しようとする場合、その地位を承継する者(新たに契約者になろうとする者)は当社所定の書式により届け出るものとし、当社の承認を得た上で、利用契約に係る地位を新たな契約者に承継(以下「名義変更」といいます。))することができます。

2. 前項の名義変更による新たな契約者は、利用契約に係る一切の義務を承継するものとします。

第6条(移設・移転)

加入者は、利用契約に基づく引込線(保安器もしくは受信用光伝送装置(以下「ONU」といいます。))も含みます。))の設置場所の変更を、当社所定の書式により請求することができます。

2. 前項の変更のうち、変更前の設置場所と同一の構内または同一の建物内への変更について、当社は移設として取り扱い、変更に係る費用を当社が見積もり、当該加入者に負担していただきます。

3. 前項に該当しない変更について、当社は移転として取り扱います。この場合、当社は第3条(利用契約の成立)に準じて取り扱います。

第7条(利用契約書の記載事項変更)

加入者は、前二条のほか、利用契約書の記載事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて当社所定の書式により当社に速やかに届け出るものとします。

第8条(休止)

加入者が基本サービスを休止しようとするときは、当社所定の書式により、当社に届け出るものとします。

2. 維持費を年間前納している加入者が前項の届出を行った場合、当社は前納されている金額から既に利用した月数分を差し引いた残額を当該加入者に返金します。

3. 第1項による休止をした加入者が、基本サービスの再開をしようとするときは、当社所定の書式により、当社に届け出るものとします。

4. 加入者は、休止に際して、当社に対する料金の支払いなど一切の債務を履行するものとします。

第9条(解約)

加入者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の書式により、解約希望日の10日前までに当社に届け出るものとします。

2. 維持費を年間前納している加入者が前項の届出を行った場合、当社は前納されている金額から既に利用した月数分を差し引いた残額を当該加入者に返金します。

3. 加入者は、解約に際して、当社に対する料金の支払いなど一切の債務を履行するものとします。

第10条(停止)

当社は、当社が請求する料金の支払いを加入者が滞納した場合、もしくは当社に対する債務の履行を加入者が怠った場合、基本サービスはもとより、当社が加入者に提供するすべてのサービスの提供を停止することができるものとします。

2. 前項の適用を受けた加入者が滞納した料金等を支払った場合、当社は前項により停止したサービスの提供を再開します。

3. 第1項による基本サービスの停止後、さらに3ヶ月経過した場合は、当社は原則として利用契約を解除します。

第11条(責任事項・免責事項)

当社と加入者の責任分界点は保安器もしくはONUとし、責任分界点以降の加入者の設備が起因となる障害、事故および落雷などによる受信機の破壊について、当社は責任を負わないものとします。なお、ONUの動作維持に必要な電気料金等の費用は加入者が負担するものとします。

2. 当社は、次の各号に掲げる場合に加入者が何らかの不利益や損害を被っても、その責任を負いません。

- (1) 第1条(当社が提供するサービス)第3項による基本サービスの内容が変更になった場合
- (2) 天災・事変・衛星の故障・気象変動・フェーリング等による干渉障害・その他当社の管理の及ばない事由により、基本サービスの利用に影響が生じた場合
- (3) 当社の施設改修工事など、当社の事業運営上やむを得ない作業により、基本サービスの利用に影響が生じた場合
- (4) 当社が、特定の契約者に対して基本サービスの停止あるいは解除を行い、当該契約者が当社以外の放送事業者等に支払う受信料や視聴料金等が払い戻れないなど事態が生じた場合

第12条(受信異常)

当社は加入者から、基本サービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機および受信設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。

2. 前項の受信異常の原因が加入者の設備による場合、加入者はその改修に要する費用を負担するものとします。

3. 加入者の故意または過失により当社の施設に故障が生じた場合、当該加入者はその施設の改修に要する費用を負担するものとします。

第13条(便宜の供与)

加入者は、当社または当社の指定する者が施設の検査・修復等を行うために、加入者の敷地・家屋・構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供与するものとします。

第14条(利害関係者からの承諾)

加入者は、利用契約の締結において、地主・家主その他利害関係者があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。なお、このことに関して後日異議等が発生したときは加入者が責任をもって解決するものとします。

第15条(禁止事項)

加入者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 基本サービスを加入者以外の第三者に分配・配線等により供給すること
- (2) 本来の目的以外で当社の機器等を使用すること
- (3) 基本サービスの享受を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を利用すること
- (4) 個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、基本サービスを使用した不特定多数の者への映像等の上映、録画機その他の方法による複製および係る複製物の上映、その他基本サービスに係る著作権および著作隣接権等を侵害する行為
- (5) 当社の事業運営上支障を来した行為
- (6) その他本約款に違反する行為

2. 当社は、加入者が前項に違反したと認められる場合、当該加入者に通知の上、基本サービスの停止もしくは利用契約解除の措置を講ずることができるものとします。ただし、加入者の転居等都合により通知が到達できない場合には、当社は当該加入者に通知することなく解除等相応の措置を講ずることができるものとします。

3. 前項にかかわらず、本条第1項第1号から第3号に違反した場合は、加入者が当社のサービスの提供を受け始めた年月に遡り、その期間の料金を別途当社に支払うものとします。

第16条(加入者に係る情報の取り扱い)

当社は、基本サービスを提供するために必要となる加入者に係る情報(「個人情報」といいます。以下、この条において同じとします。))を、適法手段によって収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入者等が当社に紹介する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2. 当社は、前項に知り得た個人情報(氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等)、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、次の各号に定める業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

- (1) 基本サービスの提供(顧客管理、課金計算、料金請求、施工、修理、障害検出、復旧等)を開始、継続、または終了するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービスの加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足度、視聴状況および解約事由に関する調査や分析を行う場合
 - (4) 個人情報の取り扱いについて、加入者から新たに同意を求めするために利用する場合
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託あるいは提携事業者と共同利用する場合があります。
4. 当社は、次の各号に定める場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 加入者のサービス利用に係わる債権、債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジット会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜査、押収等(刑事訴訟法第218条)がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項等)がなされた場合、その他法律の規定に基づき提供しなければならない場合
 - (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の要請がある場合
 - (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

第17条(契約者の責任)

契約者は、契約者自身はもとより利用契約書に記載する使用者および支払者に及ぶ利用契約履行に関する事項について、一切の責任を負うものとします。

第18条(定めなき事項)

本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第19条(約款の変更)

当社は、当社ホームページへの掲載等当社所定の方法で予め加入者に対して変更内容を知ることにより、本約款を変更することができます。この場合、料金及びその他提供条件は変更後の本約款によります。

附則(実施期日)

本約款は、平成25年1月1日より適用します。

附則(実施期日)

本約款は、平成27年12月1日より適用します。

附則(実施期日)

本約款は、平成28年5月21日より適用します。

附則(実施期日)

本約款は、平成29年5月15日より適用します。

附則(実施期日)

本約款は、平成29年10月1日より適用します。

附則(実施期日)

本約款は、令和3年10月1日より適用します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。なお、維持費の年払いについては、クレジットカードでの支払いはできません。
2. 加入者は、加入者から申し出のない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求をした場合も前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。

(別表)

料金表

価格は消費税10%込みの表示です

(1) 手続きに関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
加入料金	引込線1回線につき 88,000円	0円	引込線1回線につき 88,000円	引込線1回線につき 88,000円
変更手数料	3,300円			

(2) 工事に関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
標準工事費 ※注1	引込線1回線につき 17,600円			
回線接続費 ※注2	移転の場合	引込線1回線につき実費 ※注3		
	再開の場合 ※注4	引込線1回線につき 3,300円		
移設工事費	実費※注3			
宅内配線工事費 (※30mまで※注5)	5,280円			
ブースター取付費 (推奨タイプ)	22,000円	64,900円		
付帯工事費	実費※注3			

(3) 月額料金の費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
維持費※注6	引込線1回線につき 3,300円/月	1戸につき 3,300円/月	引込線1回線につき 台数×3,300円/月×60% ※注7 (1台の場合は一般住宅を適用)	引込線1回線につき 5台まで 3,300円/月 ※注7
				引込線1回線につき 6台以上 台数×3,300円/月×20% ※注7

※注1 標準工事費:当社設備から加入者宅へ引込線を敷設する工事にかかる費用となります。

※注2 回線接続費:当社設備から加入者宅までの引込線が既にあり、当社設備のみ接続する工事にかかる費用となります。

※注3 使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

※注4 休止の状態から同一住所、同一加入者の再開工事を希望される場合の工事費となります。

※注5 30mを超える場合は、当社が別途見積もりいたします。

※注6 年払い(年間前納)の場合、対象期間の起算月から11ヶ月目までの維持費をお支払いいただけます。なお、日本放送協会(NHK)の放送受信料(地上契約、衛星契約)は含みません。

※注7 割引は引込線毎とし、台数=部屋数=戸数=分配数として算出します。

附則(実施期日) この料金表は、平成27年12月1日より適用します。

附則(実施期日) この料金表は、平成28年5月21日より適用します。

附則(実施期日) この料金表は、平成29年10月1日より適用します。

附則(実施期日) この料金表は、令和2年10月1日より適用します。

附則(実施期日) この料金表は、令和3年4月1日より適用します。